第六第二号イ中「第五第一号ロ(2)(i)」を「第五第一号ハ(2)(i)」に、「第一第五号ハ(1)」を「第一第五号ニ(1)」に、「第一第三号ロ(1)」を「第一第三号ハ(1)」に改め、同号ロ中「第三第二号ロ(1)」を「第三第三号ロ(1)」に、「第一第一号ロ(1)(i)」を「第一第一号ハ(1)(i)」に、「第一第三号ロ(1)」を「第一第三号ハ(1)」に改め、同号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

（建築物の界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件の一部改正）

第二条　建築物の界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百七十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「の構造方法とする」を「とすることとする」に改める。

（防火設備の構造方法を定める件の一部改正）

第三条　防火設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十号）の一部を次のように改正する。

第一第一号中「準用する建築基準法施行令」を「読み替えて準用する同令」に、「構造」を「構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたもの」に改め、同第四号中「もの」の下に「とすること。」を加える。

第二中「すき間」を「隙間」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十四条の規定に基づき、防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁の開口部の延焼のおそれのある部分に設ける防火設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十六号）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年二月二十三日　国土交通大臣　太田　昭宏

防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁の開口部の延焼のおそれのある部分に設ける防火設備の構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十六条の二の三に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものとすることとする。

附　則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十八号

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第十一号）の施行に伴い、特別避難階段の付室に設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件等の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月二十三日　国土交通大臣　太田　昭宏

（特別避難階段の付室に設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件の一部改正）

第一条　特別避難階段の付室に設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件（昭和四十四年建設省告示第千七百二十八号）の一部を次のように改正する。

制定文中「向つて開ける」を「向かつて開く」に改める。

第二第四号ハ(1)(i)中「令第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に、「すき間」を「隙間」に改める。

同号ハ(1)(ii)中「すき間」を「隙間」に改める。

（非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件の一部改正）

第二条　非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件（昭和四十五年建設省告示第千八百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二第四号ハ(1)(i)中「令第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に、「すき間」を「隙間」に改める。

（準耐火構造の壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件の一部改正）

第三条　準耐火構造の壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件（平成五年建設省告示第千四百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二号ただし書中「令第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準」を「一時間準耐火基準」に改める。

（耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件の一部改正）

第四条　耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件（平成十二年建設省告示第千四百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一第一項の表中「令第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に、「除き、以下「特定準耐火構造」という」を「除く。以下この表において同じ」に、「特定準耐火構造」を「一時間準耐火基準に適合する準耐火構造」に改める。

（安全上又は防火上重要である建築物の部分等を定める件の一部改正）

第五条　安全上又は防火上重要である建築物の部分等を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二第一号中「、令第百十五条の二の二第一項第四号ハ若しくは第五号又は令第百二十九条の二の三第一項第一号ハ」を「若しくは令第百二十九条の二の三第一項第一号ハ(2)又は平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号第一第二号ロ(2)(iii)若しくは(3)」に、「そで壁」を「袖壁」に改め、同第三号中「令第百十五条の二の二第一項第二号若しくは第四号、」を削り、「又は令第百二十九条の十三の三第三項の」を「若しくは令第百二十九条の十三の三第三項又は平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号第二号ロ(1)若しくは(2)(i)の規定により設けられる」に改める。

（建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件の一部改正）

第六条　建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

別表四(一)の項(い)欄中「令第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に改め、同項(は)欄中「令第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に改め、同項(に)欄中「令第百十五条の二の二の規定」を「一時間準耐火基準」に改める。

別記4中「令第115条の２の２第１項第１号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十九号

名古屋飛行場の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十三日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　愛知県　愛知県名古屋市中区三の丸三丁目一番二号

二　空港の名称及び位置　名古屋飛行場　愛知県西春日井郡豊山町

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十六年国土交通省告示第九百十号を参照。）

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　百六十八万六千六百八十三平方メートル

四　空港の範囲を示す詳細図を愛知県庁及び豊山町役場において縦覧に供する。